

# おせっかいで築く 見守りのまち こまつしま 38-6880だより

～消費者被害のないまちをめざして～

小松島市消費生活センター発行  
No.54  
小松島市横須町1-1  
☎ 0885-38-6880  
令和6年3月1日

クレジットカードの利用明細は必ず確認しましょう！

「使っていないクレジットカードの利用明細に覚えのない請求があった」との相談が寄せられております。このようなカードの不正利用が疑われる場合、早急にカード会社に申し出てカード番号の変更と調査を依頼しましょう。カード会社の調査により第三者による不正利用だったことが分かれば、請求が取り下げられます。また、カードの請求明細を確認せずにいたため、1年前から引き落としが続いていたというケースもあります。



不正利用であったとしても、すぐにカード会社に連絡をしないと補償対象期限を過ぎてしまい、被害の回復は難しくなります。

利用明細は郵送される紙面以外にも、最近ではインターネットサイトやアプリで確認できるものもあります。カードの利用明細は必ず定期的に確認し、カードを利用した際は受け取った伝票と照らし合わせてチェックをすることが大切です。

## 消費者へのアドバイス



一人で悩まず、まず相談してください！

小松島市消費生活センター  
☎0885-38-6880 ☎  
または、消費者ホットライン  
「188」にご相談ください。



応募もしていないのに、高額当選！！

スマートフォンのSMSで送られてきた通知が、「おめでとうございます。5億円があなたに当選しました」という内容で、つい返信してしまったという事案がありました。

相談者の方は半信半疑でメールに返信すると「当選金を受け取るには受取手数料が必要で、コンビニで3,000円分の電子マネーを購入してください」と指示され従ったのですが、その後も次々と登録料、データ作成料等様々な名目で請求されました。

その都度電子マネーで支払いを続けたけれど、いつまでたっても当選金は受け取れないという事でした。

これは、当選商法と言われる詐欺の手口です。「宝くじが当選した」、「支援金を受け取れる」といったメッセージが届き、当選金を受け取る前に手数料を支払わされたり、クレジットカード情報等の個人情報を読み出されたりします。

また、出会い系サイトへ誘導してポイント代金を支払わせるという手口もあります。

まず、応募もしていない宝くじや懸賞に当選することも、見知らぬ人から突然高額なお金を受け取れることもありません。

絶対に相手にしないようにしてください。

年々、偽のSMS通知も巧妙化し、会社の公式SMS通知なのか詐欺のSMS通知なのか、わかりにくくなっておりますので、充分にお気をつけを！！



なお、各通信事業者が提供しているSMSブロックサービスを設定することで、偽SMSの着信を軽減することが期待できます。不審なSMS通知でお困りの方はぜひ、参考になさってください。

(記事引用 発行元:独立行政法人国民生活センター)

消費者トラブルに関するご相談は、小松島市消費生活センターへお気軽にご相談ください。

小松島市横須町1番1号 小松島市役所1階 小松島市消費生活センター ☎0885-38-6880

または、消費者ホットライン ☎188にご相談ください。



# ▼若者向け消費者トラブル予防特集

## 副業やアルバイトに関するトラブル！

怪しい副業やアルバイトに関するトラブルについて全国の消費生活センター等に寄せられている相談事例です。

○事例1 チャットで相談にのるだけのアルバイトで次々と手数料を支払わされた。

○事例2 「レンタル彼氏」に登録したが収入は得られず、月額サイト利用料だけを支払わされている。

○事例3 「荷受け代行」をしたら、自分名義でスマートフォンを6台も購入されていた。

※カンタンに稼げる・気軽に始められると強調するインターネット広告やSNSの情報を安易に信じないようにしましょう！

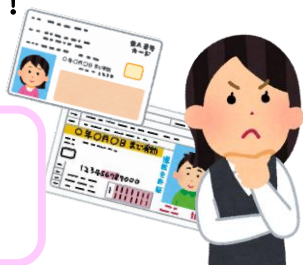
「報酬を得るために必要」などと言われ、登録料やサイト利用料等さまざまな名目でお金を支払わされるケースが目立ちます。

### 【重要POINT！】

※「荷受代行」「荷物転送」の目的の裏には消費者の名義で不正に携帯電話を購入し、その携帯電話が**犯罪に使用される恐れ**があります。身分証明証、銀行口座等の個人情報を安易に教えないようにしましょう！




個人情報の取り扱い  
は慎重に！！



インターネット上にはさまざまな副業・アルバイトに関する情報が掲載されていますが、始める前に家族等周りの人に相談するようにしましょう。

不安に思った時、トラブルに遭った時は、消費生活センターか188に相談をしてください！

(記事引用 発行元:独立行政法人国民生活センター)

トラブルに遭った！と感じた時は焦ったり、思い詰めたりせず  
まず相談してね 



## 消費者安全確保地域協議会の紹介



ぜひ知ってほしいです☆

小松島市は消費者安全法に基づき、消費者安全確保地域協議会を設置しています。

当協議会は、市の消費者行政部局をはじめ、警察署、福祉部局、消費者協会、社会福祉協議会、民生委員、地域の企業（金融機関・郵便局・生協・農協等）にもご参画いただき構成されています。地域で多発する消費トラブルについての情報共有や、被害防止の仕組み作りについて話し合ったりします。

当協議会の目的は、地域の皆様が高齢者等の消費トラブルにいち早く気づき、消費生活センターへの相談を提案することにより、被害の早期発見・早期解決につなげることです。

また、消費者被害の相談をきっかけに福祉のサポートを受けることが望ましい高齢者の方、障がい者の方の発見につながります。そういった場合には、消費生活センターから、福祉課へのアテンドをさせていただくことも可能です。

また、構成員には守秘義務があります。そして、構成員はトラブルの解決金の請求等はいたしません。

今後も地域の皆様の協力を得ながら、より迅速で細やかな対応が可能な「地域の見守りネットワーク」の構築を目指していきます。

### ▼イベント情報



3/3(日)  
10:00~

小松島市・勝浦町・上勝町主催  
消費者被害防止及び交通安全  
キャンペーン  
in阿波勝浦元祖ビッグひな祭り

勝浦町の人形文化交流館にて上記キャンペーンを開催いたします。啓発グッズの配布分がなくなり次第終了予定です。ぜひ、お越しください。我々の啓発活動が皆様の消費生活の一助となりますように。



《小松島市民の方へ》 「こまつしま」くらしの安全・安心サポーター募集中！

登録・お問い合わせは 小松島市市民環境課 ☎0885-32-2132 まで

